

第6回 西区協議会

日時：令和3年11月25日（木）

午後1時30分～

会場：舞阪協働センター1階 ホール

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項

第10号 浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例
(案) の パブリック・コメントの実施について

4 その他

(1) 地域課題について意見交換

(2) 今後の開催予定

5 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項		
件 名	浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例(案)のパブリック・コメントの実施について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：新型コロナウイルス感染症拡大に伴う風評被害や誹謗中傷、ワクチン接種にかかる差別などの人権侵害が報告されている。また、多文化共生都市を目指す浜松市の外国人市民や、性的マイノリティの方への誤解や偏見の解消が、社会的な課題となっている。</p> <p>目的：課題の解決を図るため、人権を尊重し、人種、国籍、障がいの有無や性的指向などの多様性を認め合う、不当な差別や偏見のない社会づくりを進めることを目指す条例を制定する。</p>		
対象の区協議会	全区協議会		
内 容	<p>既存の人権施策推進計画や人権施策推進審議会を体系化し、浜松市が多様性に配慮した都市であることを示し、人権施策への取り組みを進めていく条例とする。</p> <p>(1)人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくりの推進に関する基本理念を定める</p> <p>(2)市及び市民等（市民及び事業者）の責務を明らかにする</p> <p>(3)国籍等による差別の解消</p> <p>(4)性的指向又は性自認の不当な差別的扱い等の禁止</p> <p>(5)不当な差別的扱いの禁止（(3)、(4)以外のもの）</p> <p>(6)教育及び啓発</p> <p>(7)市の基本的施策（浜松市人権施策推進計画）の策定、年次報告、調査研究</p> <p>(8)浜松市人権施策推進審議会設置 (※制定済みの人権施策推進審議会条例の取込み)</p>		
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 令和3年11月15日～12月14日</p> <p>市の考え方公表時期 令和4年1月予定</p> <p>施行時期 令和4年4月1日予定</p>		
担当課	福祉総務課	担当者	白柳 寿明 電話 457-2031

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例(案)」とは

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う風評被害やワクチン接種にかかる差別、SNSを利用した誹謗中傷などの人権侵害が起きています。また、外国人市民の方へのいわれのない差別や、性的マイノリティ※1の方への誤解や偏見の解消が、社会的な課題となっています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、様々な人権問題や性的マイノリティの方への対応にも注目が集まりました。

このように、差別や多様性※2に関心の高まっている現在、人権に対する理解を深め、多様性を認め合い、不当な差別のない社会を実現することを目指して、条例を制定します。

※1 性的マイノリティ からだの性（生物学的な性）とこころの性（性の自己意識）が一致しない人、性的指向（人の恋愛・性愛がどの対象に向いているか）が、同性や両性（男女両方）に向いたり、いずれにも向かない人などがいます。社会的には少数派となるそのような人たちのことを、性的マイノリティといいます。

※2 多様性 人種や国籍、出身、年齢、性別、障がい、疾病の有無など人の持つ個性や特性をいいます。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和3年11月15日（月）～令和3年12月14日（火）

3. 案の公表先

福祉総務課、人権啓発センター、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館臨時事務所、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメ PR コーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	人権啓発センター（クリエート浜松1階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0916 浜松市中区早馬町2-1 人権啓発センターあて
③電子メール	jinken@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-450-7702 (人権啓発センター)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和4年1月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部福祉総務課 人権啓発センター（月曜日休館）
(TEL 053-457-2031)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要……………	P 3
●浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例 (案)	
前文	…………… P 4
第1章 総則	…………… P 4～P 5
第2章 基本的施策	…………… P 5
第3章 浜松市人権施策推進審議会	…………… P 5～P 6
第4章 雑則	…………… P 6
●逐条解説	…………… P 8～P 15
●意見提出様式	…………… P 17

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例 (案)
趣旨・目的	人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりの推進に関して、基本理念を定め、市と市民等の責務を明らかにし、その施策の基本となる事項を定めることで、互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、不当な差別や偏見のない社会の実現を図ることを目的とします。
策定（見直し）に至った背景・経緯	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う風評被害や誹謗中傷、ワクチン接種にかかる差別などの人権侵害が報告されています。また、多文化共生都市を目指す浜松市の外国人市民や、性的マイノリティの方への誤解や偏見の解消が、社会的な課題となっています。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	多様性や様々な差別に対して世の中の注目が高まる中で、既に策定している第2次人権施策推進計画や制定済みの人権施策推進審議会条例を体系化した人権条例をつくることで、浜松市が多様性に配慮し、不当な差別のない社会づくりに取り組むことを示していきます。
案のポイント （見直し事項など）	<p>(条例の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりの推進に関する基本理念を定める 2 市及び市民等（市民及び事業者）の責務を明らかにする 3 国籍等による差別の解消 4 性的指向又は性自認の不当な差別的扱い等の禁止 5 不当な差別的扱いの禁止（上記3、4以外のもの） 6 教育及び啓発 7 市の基本的施策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 浜松市人権施策推進計画の策定 (2) 年次報告 (3) 調査研究 8 浜松市人権施策推進審議会
関係法令・ 上位計画など	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	<p>令和3年11月15日 案の公表・意見募集開始</p> <p>令和3年12月14日 意見募集終了</p> <p>令和4年1月 意見募集結果及び市の考え方の公表</p>

浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 基本的施策（第10条－第12条）

第3章 浜松市人権施策推進審議会（第13条－第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

世界人権宣言において、すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとし、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有するとしています。また、日本国憲法においても、すべて国民は、個人として尊重され、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないとしています。

しかし、多様性を容易に受け入れない意識から生まれる不当な差別や偏見は、現代の社会において大きな課題となっています。そして、この不当な差別や偏見を未然に防止していく努力が、強く求められています。

浜松市は、国内でも有数の外国人集住都市であることから、誰もが活躍できる浜松型の多文化共生都市を目指す上で、文化的違いによる不当な差別や偏見のない社会づくりが課題として認識されています。また、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別や偏見のない社会づくりも課題として認識されています。

私たちは、互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、不当な差別や偏見のない社会の実現を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、もって互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、不当な差別や偏見のない社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 多様性 人種、国籍、民族、出身、年齢、性別、宗教、学歴、価値観、障がい、疾病の有無等人の持つ個性や特性をいう。
- (2) 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- (3) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

（基本理念）

第3条 人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりは、全ての人相互の人権を尊重し、かけがえのない個人として多様性が認められ、不当な差別がされないことを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、人権を尊重する社会づくりを推進する施策、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、市の実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会を実現するため、地域、職域、学校、家庭その他の様々な場において、不当な差別の解消に取り組むよう努めなければならない。

(国籍等による差別の解消)

第6条 何人も、国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別をしてはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報について、国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

(性的指向又は性自認の不当な差別的扱い等の禁止)

第7条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別をしてはならない。

2 何人も、他人の性的指向又は性自認について、正当な理由なく、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしなければならない。

(不当な差別的扱いの禁止)

第8条 前2条に定めるもののほか、何人も、多様性を理由とする不当な差別的扱いをしてはならない。

(教育及び啓発)

第9条 市は、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う、不当な差別のない社会づくりに対する市民等の理解を深めるため、関係機関との連携を図り、人権教育及び人権啓発を推進するものとする。

第2章 基本的施策

(浜松市人権施策推進計画)

第10条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、浜松市人権施策推進計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、浜松市人権施策推進審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、計画を変更する場合について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、計画の実施状況について報告書を作成しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、計画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

第3章 浜松市人権施策推進審議会

(設置)

第13条 市は、人権施策を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第14条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、又は意見を述べる。

(1) 人権施策の基本方針、計画の策定及び変更並びに実施状況に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、人権施策の推進に関すること。

(委員)

第15条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、人権に関する知識経験を有する者その他市長が必要であると認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第16条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(浜松市人権施策推進審議会条例の廃止)

2 浜松市人権施策推進審議会条例（平成20年浜松市条例第33号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に廃止前の浜松市人権施策推進審議会条例第3条第2項に規定する浜松市人権施策推進審議会（以下「旧審議会」という。）の委員の職にあった者は、施行日において、第15条第2項の規定により第13条に規定する浜松市人権施策推進審議会（以下「新審議会」という。）の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされた委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 4 施行日から令和5年3月31日までの間に委嘱される新審議会の委員の任期は、第15条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。
- 5 施行日の前日に旧審議会の会長の職にあった者は、第16条第1項の規定にかかわらず、新審議会の会長とみなす。

(見直し)

- 6 市は、社会情勢の変化、市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例（案）

逐条解説

前文

世界人権宣言において、すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとし、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有するとしています。また、日本国憲法においても、すべて国民は、個人として尊重され、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないとしています。

しかし、多様性を容易に受け入れない意識から生まれる不当な差別や偏見は、現代の社会において大きな課題となっています。そして、この不当な差別や偏見を未然に防止していく努力が、強く求められています。

浜松市は、国内でも有数の外国人集住都市であることから、誰もが活躍できる浜松型の多文化共生都市を目指す上で、文化的違いによる不当な差別や偏見のない社会づくりが課題として認識されています。また、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別や偏見のない社会づくりも課題として認識されています。

私たちは、互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、不当な差別や偏見のない社会の実現を目指して、この条例を制定します。

1948年に国連総会で世界人権宣言が採択され、その第1条には「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とあります。また第7条では「すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。」とされています。

そして日本国憲法においては、第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあります。また第14条第1項には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と、不当な差別を禁止する理念が謳われています。

法に保障されている人権ですが、私たちは常に人権への意識を高く持ち、自分や周りの方への人権が尊重されるよう努めることにより、平和で社会的な生活を送ることができます。

しかしながら、今もなお女性、子ども、高齢者、障がいのある方、同和問題の当事者、外国人、刑を終えて出所した方、性的マイノリティ、HIVやハンセン病をはじめとした疾病のある方、犯罪被害者、ホームレスの方などに対する不当な差別や偏見が存在しています。また、インターネットやSNSを悪用した誹謗中傷なども、新たな人権侵害行為として認識されてきているところです。

これらの差別や偏見を解消し、誹謗中傷を抑止するため、人権意識の啓発と人権教育を推進していくことが求められています。

浜松市には令和3年10月現在、総人口796,829人のうち3.1%にあたる外国人市民の方25,224

人が暮らしています。外国人市民の方は、地域経済を支える大きな力であるとともに、まちづくりを推進する重要なパートナーでもあります。グローバル化が進む現代において、多様な文化的背景を持つ人々と地域社会で共存していくことは、都市活力の向上に必要不可欠となっています。

また、性的マイノリティの方への対応として、浜松市は令和2年4月にパートナーシップ宣誓制度を施行し、多様性への理解を推進しているところです。

人権問題が多様化する現代において、互いを思いやることで人権を尊重し、多様性を認め合う社会を実現するために、この条例を制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、もって互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、不当な差別や偏見のない社会の実現を図ることを目的とする。

本条例は、前文に掲げる世界人権宣言が謳う不当な差別の禁止や、日本国憲法が保障する個人の尊重と、多様性を理由とした不当な差別を禁止するという理念を踏まえ、基本理念、市及び市民等の責務、政策の基本となる事項を明示することで、浜松市が人権を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合う思いやりのあふれる社会の実現を図ることを目的とします。

目的の実現のため、市民等に罰則を設けるというものではありません。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 多様性 人種、国籍、民族、出身、年齢、性別、宗教、学歴、価値観、障がい、疾病の有無等人の持つ個性や特性をいう。

私たちのまわりには、国籍、年齢、性別、宗教などさまざまな違いをもつ人々が暮らしています。そのような個性や特性を、排除したり差別することなく、一人ひとりの違いを受け入れ認めていくことが、誰もが生きやすい社会の実現につながります。

(2) 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。

性的指向は、好きになる相手や性的な関心の対象が誰であるかということを示しており、その対象は異性だけでなく、同性であったり、どの性別も対象としていたり、また、逆にどの性別も対象としていなかったりなど、様々です。

性的指向は「嗜好」や「志向」と異なり、自分の意思や他人の意見で変えられるものでも、選択できるものでもなく、医学的治療によって変えられるものでもありません。また、変えなければならないものでもありません。

【性的指向の例】

- ・レズビアン…自認する性が女性で、好きになる対象が女性の人
- ・ゲイ…自認する性が男性で、好きになる対象が男性の人
- ・バイセクシュアル…好きになる対象が男性・女性両方の人
- ・ヘテロセクシュアル…好きになる対象が異性の人
- ・アセクシュアル…他者に対して恋愛感情や性的欲求を抱かない人

※上記は一例であり、他にもさまざまな性的指向があります。

(3) 性自認 自己の性別についての認識をいう。

性自認は自己の性別の認識のことをいい、自分が認識している性別と出生時に割り当てられた性別（戸籍上の性別）が一致しない場合もあります。また、性別が男性と女性に分けられなかったり、性のあり方が男女の枠にとらわれない生き方をしている人もいます。

出生時に割り当てられた性別とは異なる性を生きる人を「トランスジェンダー」というのに対し、「性同一性障害」とは医師の診断による医学的「診断名」のことであり、出生時に割り当てられた性について苦痛を持続的に感じ、社会生活に支障をきたしている状態を指します。希望によりホルモン療法や性別適合手術等の医療サポートを受けることができますが、治療費や医療機関への交通費などの負担が発生します。2003年に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、戸籍上の性別を変更することができるようになりました。しかし、未成年の子がいないことや、生殖能力を除く手術をする必要があるなどの条件があります。

性自認については、その人自身が自分の性別をどのように認識しているかが大切であり、それを他人から強制されたり、治療によって無理やり変えたりするべきものでもありません。また、全てのトランスジェンダーが戸籍変更や治療を望んでいるわけではありません。

【性自認の例】

- ・トランスジェンダー…身体性と自認する性などが一致しない人など
- ・エックスジェンダー…自認する性が男女の枠にとらわれない人など
- ・シスジェンダー…身体性と自認する性などが一致する人

※上記は一例であり、他にもさまざまな性自認があります。

(4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

市民は、浜松市の区域内に居住地その他生活の本拠を有している人のほか、市内に通勤及び通学する人が該当します。

また、市民等には浜松市区内の事業者も含まれます。事業者は、営利または非営利、個人事業主または法人、本店または営業所かを問いません。また、各種団体等の関係機関、市内の特定の地域を対象とする地縁団体及び地縁団体に類する地縁組織を含みます。

(基本理念)

第3条 人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりは、全ての人が互いの人権を尊重し、かけがえのない個人として多様性が認められ、不当な差別がされないことを基本として行われなければならない。

人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくりを推進するための基本となる考え方を規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、人権を尊重する社会づくりを推進する施策、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

第1条に規定する目的を達成するため、人権に関する施策を総合的かつ計画的に進めて行くことを、市の責務として規定しています。人権施策は、浜松市ユニバーサルデザイン条例（平成14年浜松市条例第100号）や浜松市男女共同参画推進条例（平成14年浜松市条例第99号）の制定により既に進められているもののほか、第2章の基本的施策に明示しているもの、その他第10条に規定する浜松市人権施策推進計画により進めていくものです。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、市の実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

市民等の責務を規定しています。第1条に規定する目的を達成するため、人権尊重意識の高揚と、市の実施する人権に関する施策に協力することを、努力義務として規定しています。

2 市民等は、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会を実現するため、地域、職域、学校、家庭その他の様々な場において、不当な差別の解消に取り組むよう努めなければならない。

第1条に規定する目的を達成するため、市民、事業者、関係機関、地縁団体等は、前項の市の実施する人権施策に協力するのみならず、相互に連携して人権に関する取り組みを進めていくことで、差別の解消を図っていくことを、努力義務として規定しています。

(国籍等による差別の解消)

第6条 何人も、国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別をしてはならない。

国籍や民族が異なれば、考え方や生活習慣等の文化的違いについて意識することが多くあります。「外国人だから」という、不当な差別意識の解消を図ります。

- 2 何人も、公衆に表示する情報について、国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

表現の自由は、日本国憲法第21条第1項に「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定されています。しかしながら、その表現が国籍や民族等の異なる人々の文化的違いによる、不当な差別を招くものであれば重大な人権侵害となります。

(性的指向又は性自認の不当な差別的扱い等の禁止)

- 第7条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別をしてはならない。

一人ひとりの性にはさまざまな側面があります。それぞれの性のあり方にかかわらず個人が尊重され、社会生活や社会参加が制限されることなく、全ての人が個性や能力を発揮し、多様な生き方を選択できることが重要であり、性のあり方を理由とした差別は決して許されるものではありません。地域や職場、学校、家庭等、あらゆる場において不当な差別的扱いや偏見等により、その人の個性や能力を発揮する機会が失われてはなりません。人それぞれの生き方を尊重し、自分らしく生きることを認め合うことが必要です。

- 2 何人も、他人の性的指向又は性自認について、正当な理由なく、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

自身の性的指向や性自認などを本人自身が周囲に打ち明けることを「カミングアウト」といいます。また、本人の了承を得ずに、他人が第三者に伝えてしまう行為を「アウティング」といいます。

カミングアウトするかしないかは個人のプライバシーに関わることであり、本人自身が自分の意思で決定するものです。他人から強制されたり、制限されたりするものではありません。また、カミングアウトすることで差別やいじめ等を受けるのではないかと不安を感じている人もいます。

本人の了承を得ずに他人の性的指向や性自認を周囲に伝えることはしてはいけません。たとえそれが本人のためを思っただけの行為であったとしても、アウティングは本人に大きな精神的苦痛を与えてしまう可能性があります。アウティングはプライバシーの侵害であり、重大な人権侵害行為となる可能性があります。

(不当な差別的扱いの禁止)

- 第8条 前2条に定めるもののほか、何人も、多様性を理由とする不当な差別的扱いをしてはならない。

市民に限らず全てのひとを対象に、前2条に規定するもののほか、第2条(1)多様性の定義に規定している「人種、国籍、民族、出身、年齢、性別、宗教、学歴、価値観、障がい、疾病の有無等人の持つ個性や特性」を理由とした、不当な差別的扱いを禁止しています。

(教育及び啓発)

第9条 市は、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う、不当な差別のない社会づくりに対する市民等の理解を深めるため、関係機関との連携を図り、人権教育及び人権啓発を推進するものとする。

人権問題は、誤解や偏見、理解の不足や無関心などを原因とした人権意識の欠如から起きていると考えられます。このことから、法務局や人権擁護関連団体などの関係機関と連携して、自らの人権と周りの方の人権を大切にすることの教育と啓発を進め、人権尊重への意識を高めていきます。

第2章 基本的施策

(浜松市人権施策推進計画)

第10条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、浜松市人権施策推進計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 (平成12年国が制定)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

に基づき、以下のとおり施策を進めてきました。

- ・浜松市人権施策推進指針(平成20年度～26年度)
- ・第1期浜松市人権施策推進行動計画(平成21年度～23年度)
- ・第2期浜松市人権施策推進行動計画(平成24年度～26年度)
- ・第1次浜松市人権施策推進計画(平成27年度～31年度)※指針と行動計画を統合

現在は第2次浜松市人権施策推進計画(令和2年度～6年度)を策定して、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、浜松市人権施策推進審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

計画の内容については、浜松市人権施策推進審議会で審議を行います。計画の策定にあたっては、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様の意見を募集して計画に反映させていきます。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定した計画は市民や事業者の皆様に公表します。

なお、第2次浜松市人権施策推進計画(令和2年度～6年度)は、以下のとおりです。

(ホームページ格納先)

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jinken/20191217.html>

4 前2項の規定は、計画を変更する場合について準用する。

計画を変更する場合も策定時と同様の手続を行います。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、計画の実施状況について報告書を作成しなければならない。

計画に対する事業実績について、浜松市人権施策推進審議会へ報告を行います。

(調査研究)

第12条 市は、計画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、市は計画の推進に必要な調査研究を行います。

第3章 浜松市人権施策推進審議会

(設置)

第13条 市は人権施策を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

本条例第1条に定めた目的を実現するため、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、「浜松市人権施策推進審議会」を設置します。

なお、第14条から第18条は、平成20年3月に制定済みである「浜松市人権施策推進審議会条例」を本条例に統合し整理したものであり、既に「浜松市人権施策推進審議会」は設置され、会議が行われています。

(所掌事務)

第14条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、又は意見を述べる。

- (1) 人権施策の基本方針、計画の策定及び変更並びに実施状況に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、人権施策の推進に関すること。

審議会の所掌事務について規定しています。

(委員)

第15条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、人権に関する知識経験を有する者その他市長が必要があると認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

審議会の組織、委員の委嘱、任期について規定しています。

(会長)

第16条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

審議会会長の選考方法及び職務、職務代理について規定しています。

(会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

審議会の開催方法について規定しています。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

本条例の施行について、その他必要な事項は、要綱等で別に定めることを規定しています。

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり 推進条例(案)
意見募集期間	令和3年11月15日(月)～令和3年12月14日(火)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 浜松市人権啓発センターあて
住所 : 〒430-0916 浜松市中区早馬町2-1
クリエート浜松1階
FAX : 053-450-7702
E-mail : jinken@city.hamamatsu.shizuoka.jp

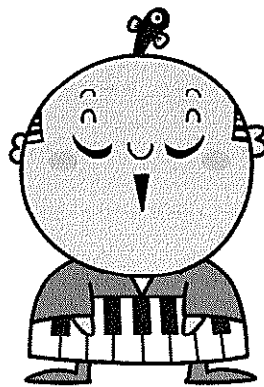
～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■ ■ ■ ■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。



©浜松市